

第 3 回

熊本県議会

厚生常任委員会会議記録

平成27年9月30日

開 会 中

場所 第 3 委 員 会 室

第 3 回 熊本県議会

厚生常任委員会会議記録

平成27年9月30日(水曜日)

午前10時0分開議

午前11時24分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 平成27年度熊本県一般会計補
正予算(第3号)

議案第50号 平成27年度熊本県一般会計補
正予算(第4号)

報告第1号 専決処分の報告について

報告第12号 一般財団法人熊本さわやか長
寿財団の経営状況を説明する書類の提
出について

報告第13号 公益財団法人熊本県総合保健
センターの経営状況を説明する書類の
提出について

報告第14号 公益財団法人熊本県移植医療
推進財団の経営状況を説明する書類の
提出について

報告第15号 公益財団法人熊本県生活衛生
営業指導センターの経営状況を説明す
る書類の提出について

閉会中の継続審査事件

その他報告事項

① 「熊本県人口ビジョン(案)」及び
「熊本県まち・ひと・しごと創生総合
戦略(案)」について

② 障害のある人もない人も共に生きる
熊本づくり条例の改正に向けた見直し
の状況について

③ 地域医療構想の検討状況について

出席委員(7人)

委員長 高木健次

副委員長 橋口海平

委員 岩中伸司

委員 藤川隆夫

委員 岩田智子

委員 松野明美

委員 吉田孝平

欠席委員(1人)

委員 重村 栄

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

健康福祉部

部長 豊田 祐一

政策審議監 寺島 俊夫

医監 迫田 芳生

長寿社会局長 大村 裕司

子ども・障がい福祉局長 松永 寿

健康局長 山内 信吾

首席審議員兼

健康福祉政策課長 渡辺 克淑

健康危機管理課長 岡崎 光治

首席審議員兼

高齢者支援課長 本田 充郎

首席審議員兼認知症対

策・地域ケア推進課長 池田 正人

社会福祉課長 吉田 雄治

子ども未来課長 福田 充

子ども家庭福祉課長 奥山 晃正

障がい者支援課長 井上 康男

首席審議員兼

医療政策課長 立川 優

国保・高齢者医療課長 大塚 陽子

健康づくり推進課長 下村 弘之

薬務衛生課長 和久田 俊裕

病院局

病院事業管理者 河野 靖

総務経営課長 清原 一彦

事務局職員出席者

議事課参事 小池二郎
政務調査課課長補佐 春日潤一

午前10時0分開議

○高木健次委員長 それでは、ただいまから、第3回厚生常任委員会を開会いたします。

本日の委員会に3名の傍聴の申し出がありましたので、これを認めることといたしました。

次に、本委員会に付託された議案等を議題とし、これについて審査を行います。

まず、議案等についての執行部の説明を求めた後に、一括して質疑を受けたいと思います。

なお、審議を効率よく進めるため、執行部からの説明は、着座のままで簡潔にお願いします。

それでは、健康福祉部長から総括説明を行い、続いて、担当課長から順次説明をお願いします。

初めに、豊田健康福祉部長。

○豊田健康福祉部長 おはようございます。失礼ですが、着座にて説明いたします。

議案等の説明に先立ちまして、2点、御報告させていただきます。

まず、台風15号による被害についてです。

去る8月25日、非常に強い台風15号が本県を直撃し、各地で、人的被害のほか、農林水産物、住居などの被害が発生いたしました。健康福祉部所管の施設におきましても被害が生じておりました。本定例会に復旧に必要な補正予算を追加提案しております。

次に、阿蘇中岳の噴火についてです。

去る9月14日の噴火以降、噴火警戒レベル3の入山規制が継続されております。降灰は周辺市町村を中心に広範囲で確認されておりますが、現時点で健康被害は確認されてお

りません。降灰等により直接健康被害が生じることは少ないと思われませんが、県ホームページによる情報提供や各保健所での健康相談などを通じまして、住民の方々の健康不安の解消に努めてまいります。

また、一言お礼を申し上げます。

8月19日に行われました常任委員会の管内視察に執行部も同行させていただき、まことにありがとうございました。現地で得られました情報は、今後の施策に役立ててまいります。

続きまして、本議会に提出しております健康福祉部関係の議案等の概要につきまして御説明を申し上げます。

今回提出しておりますのは、予算関係2議案、報告5件でございます。

まず、平成27年度熊本県一般会計補正予算についてですが、第1号議案では、総額900万円余の増額をお願いしております。

その主な内容でございますが、社会保障・税番号制度、いわゆるマイナンバー制度の開始に伴います、福祉事務所や保健所などで必要となる住基ネット端末の設置に要する経費や、感染症指定医療機関の設備整備に対する助成などに係る予算を計上しております。

また、第50号議案では、台風15号により被害を受けました健康福祉部所管施設の復旧に要する経費につきまして、総額900万円余の増額をお願いしております。

これらによりまして、特別会計を含めた健康福祉部の平成27年度の予算総額は1,393億1,000万円余となります。

次に、報告関係についてでございますが、報告第1号の専決処分等の報告について外4件について御報告させていただきます。

このほか、その他報告事項として、熊本県人口ビジョン(案)及び熊本県まち・ひと・しごと創生総合戦略(案)、外2件について御報告させていただきます。

以上が今回提出しております議案等の概要

でございます。詳細につきましては、関係課長が説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○高木健次委員長 引き続き、担当課長から説明をお願いします。

渡辺健康福祉政策課長。

○渡辺健康福祉政策課長 健康福祉政策課でございます。

まず、平成27年度9月補正予算関係について御説明いたします。

厚生常任委員会説明資料の2ページをお願いいたします。

まず、社会福祉総務費につきまして、107万7,000円の増額をお願いしております。

説明欄の(1)福祉総合情報システム運営費につきましては、いわゆるマイナンバー制度の個人番号の利用が平成28年1月から始まり、身体障害者手帳の交付申請等の福祉関係業務に際しまして、窓口で個人番号の確認を行う必要がありますが、申請者が個人番号カードを所持していない場合などに、個人番号を確認するために必要となる住基ネット端末を窓口を導入するものでございます。

次に、(2)外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業につきましては、経済連携協定、いわゆるEPAに基づきまして、外国人の介護福祉士候補者を受け入れる社会福祉法人に対し、日本語の学習や介護分野の専門学習などに必要な経費を助成するもので、昨年からはフィリピン及びインドネシアから4名を受け入れております山鹿市の社会福祉法人が、新たにフィリピンから1名を受け入れることとなったため、補助金を増額するものでございます。

次に、公衆衛生総務費の衛生総合情報システム運営費につきまして、147万9,000円の増額をお願いしておりますが、先ほどの福祉総合情報システム運営費と同じく、マイナンバ

一制度の個人番号を確認するための住基ネット端末を衛生関係業務の窓口を導入するものでございます。

3ページをお願いいたします。

債務負担行為の変更でございます。

これは、ただいま御説明いたしました住基ネット端末を複数年のリース契約で導入するため、一番右に今回追加額として記載しておりますとおり、平成28年度から32年度に総額135万4,000円の債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

次に、7ページをお願いいたします。

報告第1号は、専決処分の報告についてでございます。

職員の交通事故に関する専決処分の報告でございますが、詳細は、次の8ページの事故の概要により説明させていただきます。

この事故は、本年2月2日に、福祉総合相談所の職員が、資料の6の事故の状況にありますとおり、出張先から公用車を運転して帰る途中、停車中の車両に衝突し、相手方の車両を損壊するとともに、当該車両の同乗者2名に傷害を負わせたものでございます。

職員が強い眠気を感じたまま運転を続けたことが事故の原因でございまして、4及び5にありますとおり、県側の過失割合を100%とし、相手方の物的損害額154万円余、人的賠償額17万4,000円余を県の損害賠償額とする内容で和解することにつきまして、本年8月21日に専決処分を行ったものでございます。

今回の事故を踏まえまして、改めて、職員一人一人に対し、交通違反、交通事故の防止の徹底を図ってまいります。

健康福祉政策課は以上でございます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○岡崎健康危機管理課長 健康危機管理課でございます。

予算説明資料の4ページをお願いいたしま

す。

予防費について、600万円の増額補正をお願いしております。

これは、第一種感染症指定医療機関、具体的には熊本市民病院でございますが、こちらにおきます検査機器の整備に対する助成でございます。エボラ出血熱、それからMERSなど危険性が高い感染症が県内で発生した場合に備えまして、診療体制の充実を図るためのものがございます。

当課は以上でございます。

よろしく願いいたします。

○本田高齢者支援課長 高齢者支援課でございます。

報告事項につきまして御説明申し上げます。

説明資料の9ページをお願いいたします。

報告第12号一般財団法人熊本さわやか長寿財団の経営状況を説明する書類の提出についてでございます。

詳細は、別冊資料のほうで説明させていただきます。

ちょっと別冊資料、後ろのほうについているかと思えます。——よろしいでしょうか。

別冊資料をお開きいただきまして、1ページをお願いいたします。

平成26年度の事業報告書でございます。

文書の上から6行目ぐらいにございますが、この法人は、より多くの高齢者が健康で生きがいを持ってその力を十分に発揮できるよう、自立や自主活動に向けた取り組みを支援するという目的で設立されております。

以下の1、2、3にありますように、生きがいと健康づくりに関する事業、職業紹介の事業、介護に関する知識や技術の普及の事業等を行っております。

お開きいただきまして、2ページ以降に事業の概要を記載しておりますが、詳細は、3ページ以降に詳しく記載しておりますので、

その主なものを御説明いたします。

4ページをお開きください。

4ページの(4)の①熊本さわやか大学の開校でございます。これは、高齢社会のリーダーを育成するための講座を熊本と八代の2カ所で開設しております。両校合わせて133名が御卒業されております。

5ページをごらんください。

⑥の第26回熊本県高齢者スポーツ・文化の集いの開催ですが、5月に、16種目2,060名の参加を得て、シルバースポーツ大会を開催しております。6月には、下段に、一番下のほうにございますが、シルバー囲碁・将棋大会。

6ページをお開きください。

6ページの上段にありますように、8月にはシルバー作品展、それと、10月には全国大会のほうに138名の選手団を派遣しております。

2の(2)でございますが、高齢者無料職業紹介所の運営でございます。財団本部と地域振興局に職員を配置し、昨年度は468名の方の就職を実現しております。

7ページをごらんください。

介護実習・普及センターでは、県民の方を対象とした講座を開催しまして、表にありますように、1,684名の方に受講をいただいております。

続きまして、9ページをお願いいたします。

ちょっと数字小そうございますが、財務に関する資料でございます。

平成26年度の正味財産増減計算書でございます。

まず、右から3列目の当該年度の欄をごらんください。

当該年度の欄の上方、上から4分の1ぐらいのところの線が引いてございますけれども、経常収益欄というのがございます。これは収入の合計欄でございますが、昨年度は

7,645万円余の収益となっております。その欄をずっと下に下がっていただきまして、下から4分の1ぐらいのところにもまた線が横に引かれてございますが、そのすぐ下でございます。経常費用計という欄をごらんください。これは費用、支出に関する合計でございます。合計7,831万円余の費用となっております。その下段にあります、これが収支差額でございますが、昨年度は、マイナスということで185万円余の赤字となっております。

その欄の一番下でございますが、一番下に正味財産期末残高がございますが、その結果、正味財産の期末残高は6億1,600万円余となっております。

続きまして、15ページをお願いいたします。

15ページ以降に本年度の事業計画を記載しておりますが、おおむね昨年度と同様の事業を予定しております。16ページをお開きください。

16ページの生きがい・健康づくり事業ですとか、あるいは18ページに記載しております高齢者の無料職業紹介については、予算、人員等を増強させまして、充実を一部図っております。

最後に、20ページをお願いいたします。

本年度の予算書でございます。

トータルでございますが、昨年度とほぼ同額の7,853万円余の規模で事業を実施するというようにしております。

予算の執行に当たりましては、今後とも、より一層効率的な執行を心がけ、適切な運営が行われるよう指導してまいります。

高齢者支援課は以上でございます。

御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○吉田社会福祉課長 社会福祉課でございます。

予算関係追号資料のほうをお願いいたしま

す。——よろしいですか。

予算関係追号資料の2ページのほうをお願いいたします。

遺家族等援護費について、516万3,000円の増額補正をお願いしております。

内容は、説明欄のほうに記載しておりますけれども、慰霊事業として、先日の台風により、当課が所管しております農業公園援護敷地におきまして、風倒木処理が必要になりましたので、その伐採や運搬に係る経費516万3,000円の増額をお願いしております。

社会福祉課は以上でございます。

御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○奥山子ども家庭福祉課長 子ども家庭福祉課でございます。

同じく、予算関係追号資料の3ページをお願いいたします。

児童措置費について、302万9,000円の増額をお願いするものでございます。

内容としては、先日の台風15号により、県立の児童自立支援施設であります清水が丘学園の敷地内で、多数の倒木が発生しましたことから、その伐採、運搬処分に必要な費用を計上しているものでございます。

なお、清水が丘学園の運営費については、住所地別の入所児童数を勘案して、本年度は、県と熊本市が7対6の割合で分担することになっておりますので、財源としては、13分の7を県、13分の6を熊本市の負担金としております。

以上でございます。

御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○井上障がい者支援課長 障がい者支援課でございます。

予算及び条例等関係資料の5ページをお願いいたします。

県有施設等管理業務に係る債務負担行為の追加をお願いしております。これは、熊本県

精神保健福祉センターの機械警備業務の委託契約に係るもので、本年10月1日、あしたから熊本県子ども・若者総合相談センターが精神保健福祉センター内に設置運営されることに伴いまして、毎月の機械警備業務の委託料が増額しますことから、子ども・若者総合相談センターの入居満了予定であります平成29年度末までの委託契約増額分の債務負担行為を追加するものでございます。

続きまして、予算関係追号の資料の4ページをお願いいたします。

障害者福祉費で100万円余の補正をお願いしております。

右の説明欄をお願いいたします。

1、障がい者福祉諸費の希望の里敷地等維持管理事業に要する経費でございます。

本事業は、宇城市松橋町にあります希望の里敷地内の除草や道路の維持管理等を行う事業であります。今回の補正は、台風15号による風倒木の処理費用でございます。

障がい者支援課関係は以上でございます。

御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○立川医療政策課長 医療政策課です。

予算及び条例等関係資料の6ページをお願いいたします。

公衆衛生総務費で69万4,000円の増額をお願いしております。

1、保健医療推進対策費のへり救急医療搬送体制推進事業は、ドクターヘリの運営に要する経費について助成するものです。国庫補助基準額の改正に伴う増額です。69万4,000円をお願いしております。

以上、御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○下村健康づくり推進課長 健康づくり推進課でございます。

説明資料の10ページをお願いいたします。

報告第13号公益財団法人熊本県総合保健セ

ンターの経営状況を説明する書類の提出についてでございます。

この内容につきましては、別冊の公益財団法人熊本県総合保健センターの経営状況を説明する書類を用いて説明させていただきます。

まず、公益財団法人熊本県総合保健センターの概要について御説明します。

同センターは、昭和60年に財団法人熊本県成人病予防協会として設立されました。平成17年に名称を財団法人熊本県総合保健センターに変更し、平成24年4月に公益財団法人へ移行しております。所在地は、熊本市東区東町です。県民の健康向上に寄与することを目的として、健康診断、検診、保健指導や普及啓発等の事業を実施しております。職員数は、平成26年度末で、役員を含め、146人、理事長は、県医師会の福田稠会長が務められております。

それでは、資料の2ページをお願いいたします。

2ページから4ページまで、同センターが市町村等から受託して実施しました保健事業における健診の実施数を記載しております。

まず、2ページの表ですが、市町村が住民に対して実施した地域保健事業について記載しております。上段は、健診車を利用した移動健診で、B欄を見ていただきたいんですが、実施数は合計で23万9,777人、下段は、総合保健センターの施設を利用した施設健診で、実施数は1万4,206人となっております。

3ページの表は、事業所が従業員に対して実施する職域保健事業について記載しております。上段は移動健診で、同じくB欄ですが、実施数は4万1,962人、下段は施設健診で、実施数は3万2,154人となっております。

4ページをお願いします。

4ページの上の部分に学校保健事業について記載しております。上段は、教職員に対す

る健診で実施数は1万604人、下段は、学生に対する実施数で1万7,899人となっております。

4ページの下の部分には、移動健診と施設健診の区別合計と総合計を掲載しておりますが、いずれも計画に対する目標を達成しております。

続きまして、資料の17ページをお開きください。

平成26年度の収支決算書でございます。

正味財産増減計算書の左から2列目の当年度の欄の中央より少し上をごらんください。収入額の合計である経常収益額は18億8,806万9,191円でございます。

次に、資料の18ページの中段をごらんください。支出額の合計である経常費用計は19億702万8,171円で、経常収益から経常費用を差し引いた当期経常増減額は1,895万8,980円の減となっております。

続きまして、34ページをお願いします。

平成27年度の事業計画書でございます。

平成27年度は、おおむね昨年度と同様の事業実施を予定しているほか、本年度新たに施行されますストレスチェック制度や全国がん登録制度についても対応してまいります。

なお、熊本県総合保健センターは、本年3月に創立30周年を迎えましたが、これまで以上に保健事業に取り組むこととしております。

41ページをお願いします。

平成27年度の収支予算書でございます。

本年度も、昨年度と同様の予算額により事業を実施する予定としております。

資料41ページの真ん中より少し上の欄になりますが、収入額の合計である経常収益計は18億6,244万7,760円でございます。

資料42ページの上から2番目の欄になりますが、支出額の合計であります経常費用益計は18億6,244万7,760円でございます。

当期経常増減額は、公益財団の財務基準を

踏まえ、収益と費用が同額のゼロとなっております。

これからも予算の執行に当たりましては、一層効率的、効果的に運用するとともに、公益財団法人として適切な運営が行われますように指導に努めてまいります。

説明は以上でございます。

御審議のほどよろしく申し上げます。

○和久田薬務衛生課長 薬務衛生課でございます。

報告事項につきまして御説明申し上げます。

説明資料の11ページをお願いします。

報告第14号公益財団法人熊本県移植医療推進財団の経営状況を説明する書類の提出について及び次の12ページの報告第15号公益財団法人熊本県生活衛生営業指導センターの経営状況を説明する書類の提出について御説明申し上げます。

説明につきましては、別冊資料のほうで御説明させていただきます。

まず、公益財団法人熊本県移植医療推進財団の経営状況についてでございます。

まず、資料の説明の前に、当法人の概略について御説明を簡単にさせていただきます。

当法人は、昭和54年に設立され、平成25年4月1日付で公益財団法人に移行しております。所在地は、熊本市東区長嶺の日本赤十字社熊本県支部内でございます。法人の主な目的は、臓器の移植に関する法律の趣旨にのっとり、アイバンク事業及び移植医療の普及促進に関する事業を行うことにより、県民の健康及び福祉の向上に寄与することとされております。職員数は8人で、薬務衛生課職員及び熊本赤十字病院職員の兼務となっております。代表理事は、福田稗県医師会会長でございます。

それではまず、平成26年度の事業報告でございます。

1 ページから3 ページまで記載しておりますが、主なものについて御説明をいたします。

1 ページをお願いします。

1 の普及啓発事業、(3) の講義や講話の実施、(4) の各種行事での活動などにより、医療関係者や県民に啓発を行っております。

2 ページをお願いします。

3 の移植希望者の調査事業でございますが、移植希望者等の相談を実施しております。

4 の摘出斡旋業務でございますが、平成26年度は、眼球提供者は17名で33眼、あっせん数は28眼でございました。

4 ページをお願いします。

決算でございますが、正味財産増減計算書により御説明させていただきます。

計算書の中段やや上の経常収益計をごらんください。決算額は1,174万8,751円でございます。

次に、一番下から9番目の経常費用計をごらんください。決算額は1,058万368円でございます。

下から3番目の当期経常増減額は116万8,383円プラスとなっております。この黒字分は、本年度における角膜の摘出に要する医師への謝金等の費用に充てることで解消することとしております。

少し飛びまして、10ページをお願いします。

平成27年度の事業につきましては、おおむね昨年度と同様の事業実施を予定しております。

最後に、12ページをお願いします。

平成27年度の予算でございます。

本年度も、おおむね昨年度と同様の予算額により事業を実施する予定となっております。

収支予算書の右から2番目の欄の予算額でございますが、中段やや上の経常収益計は

1,131万円余、下段の経常費用計は1,130万円余となっております。

続きまして、公益財団法人熊本県生活衛生営業指導センターの経営状況について、別冊資料で御説明申し上げます。

まず、資料の説明の前に、当法人の概略について簡単に御説明いたします。

この法人は、昭和58年に設立され、平成25年4月1日付で公益財団法人に移行しております。所在地は、熊本市中央区白山でございます。この法人は、生活衛生環境営業の運営の適正化及び振興に関する法律に基づきまして、知事が指定した公益財団法人でございます。各都道府県に1カ所ずつ置かれております。法人の主な目的は、理容、美容、旅館などの生活衛生環境営業の経営の健全化及び振興を通じて、その衛生水準の維持向上を図り、あわせて利用者または消費者の利益の擁護を図ることとされております。職員数は3人で、現理事長は、片山和隆県美容業生活衛生同業組合理事長でございます。

それではまず、平成26年度の事業報告でございます。

1 ページから12ページまで記載しておりますが、主なものについて御説明いたします。

5 ページをお願いいたします。

2 の(1)窓口相談でございますが、当センターに相談窓口を常設し、融資や経営労務など、626件の相談対応を行っております。

6 ページをお願いします。

(2)の地区相談室でございますが、これは、各地域に出かけていっての相談対応でございます。昨年度は9カ所での開催で、合計192件の相談対応を行っております。

少し飛びまして、10ページをお願いいたします。

(15)の生活衛生営業振興助成事業でございますが、本事業は、各同業組合と協力して、業界の振興のための事業を実施しているものでございます。主なものとして、1番や4番

の理容組合や美容業組合による競技大会の開催など、各種の事業が実施されています。

13ページ以降が平成26年度の決算についての報告でございますが、14ページの正味財産増減計算書により御説明させていただきます。

中段の経常収益計をごらんください。決算額は1,879万6,039円でございます。このうち、少し上の④の受取補助金の1,621万6,000円が県補助金でございます。

次の15ページの中段よりやや上の経常費用計でございますが、決算額は1,870万2,013円でございます。その6つ下の当期経常増減額は9万4,026円でございます。

飛びまして、22ページをお願いします。

本年度の事業計画でございますが、おおむね昨年度と同様の事業実施を予定しております。

飛びまして、29ページをお願いします。

最後に、本年度の予算でございますが、おおむね昨年度と同様の予算額により事業を実施する予定としております。

予算書中段の経常収益計は1,913万円余、次ページ、30ページの一番下の経常費用計は1,912万円余となっております。

今後とも、予算の執行に当たりましては、より一層効率的な執行を心がけ、適切な運営が行われますよう指導に努めてまいりたいと考えております。

薬務衛生課は以上でございます。

御審議のほどよろしく願いいたします。

○高木健次委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、議案等について質疑を受けたいと思います。

質疑はありませんか。

○藤川隆夫委員 風倒木の被害で今回補正予算組んでありますけれども、まあ、金額を見ると何百万単位になっていますので、これ

は、契約はどういう形で契約しているのかと、実際に風倒木1本当たりどの程度のコストがかかっているのか、もしわかれば。

○高木健次委員長 これはどこですか。

○藤川隆夫委員 3カ所あったばってん、どこでんよか。

○井上障がい者支援課長 障がい者支援課でございます。

障がい者支援課、希望の里関係については、森林組合に委託して処理をする予定でございます。お尋ねの何本で単価がということについては、ちょっとわかりかねます。

○藤川隆夫委員 森林組合ですね。はい、わかりました。

○高木健次委員長 よろしいですか。

○藤川隆夫委員 ほかにどこかわかるとなるなら教えてください。

○吉田社会福祉課長 社会福祉課でございますけれども、私どもの課のほうは、一般競争入札でやろうと思っております。

本数につきましては、約50本程度です。

○藤川隆夫委員 わかりました。

○奥山子ども家庭福祉課長 子ども家庭福祉課でございます。

清水が丘学園の風倒木の処理でございますが、一般競争入札で事業者を決めておりまして、およそ樹木15本、竹500本を見積もりしております。大体1本当たり、樹木ですと2万円から5万円程度、竹の場合は1,000円程度ということで見積もりをとっております。

○藤川隆夫委員 わかりました。結構です。

○高木健次委員長 ほかに質疑ありませんか。

○岩中伸司委員 補正予算の関係で、社会福祉総務費で先ほど説明いただきましたが、マイナンバーの導入が来年1月からスタートするというので、これはこれで便利になる分はわかります、使ってみてですね。ただ、私の場合、ちょっとマイナンバー、このやつが10月1日から始まっていくということは、単にこのことだけでなく、もっと、例えば年金機構も、年金も125万件ぐらいの漏れがあったというところもあるし、大変そういう要素もはらんでいるということの考え方を持っていますので、これは、マイナンバーを設置しなければ——それをしなくてもできるんじゃないかと思うんですが、その辺は。

○渡辺健康福祉政策課長 御承知のとおりですけれども、マイナンバー自体は、社会保障の給付と負担を公平で公正なものにしていくというのが1つと、それと、国民の皆さんがいろいろな申請で添付書類を省けるという利便性を上げると。それから、行政の中でもそういった書類が省けることとか、回線で照会できるということで業務の効率化が図られると、こういったことを狙っておまして、やっぱりこれが、このシステムがないと、その利便性の位置づけというのはなかなか難しいというふうに思っておまして、やはり県としては進めていかなきゃいけないなど。

安全性の面につきましても、そういったことがないようにということで、システム面、制度面から、例えば制度面でいきますと、本人確認を厳格にこなさいということはきちっと示されておまして、あるいは、あと、個人情報自体は、番号自体は民間の方たちが収集してはいけないとか、そういう規制もござ

いますし、システム面でまいりますと、情報自体はもう一括してまとめるんじゃなくて、それぞれのところで持ったままにしておいて、必要な分だけを取り出すと、芋づる式にならないように。あとは、アクセスできる人も制限するとか、そういったことで、万全は期してあるというふうに考えております。

○岩中伸司委員 そういう規制をして、外部にも漏れないということで、本来の目的で使うための措置はされていくということですが、まあ、それは出発点のときは常にそうなんですが、これがスタートしていけば限りなく拡大されていって、私は、やっぱりこのマイナンバー制度という問題は根本的なところに問題があるなど。

今回の補正は107万とそれから147万か、ということですが、このシステム整備の初期費用についても、これは熊本だけを考えたならこれぐらいですが、全国ですれば、2,000億から4,000億、細かな数字はわかりませんが、それぐらいかかるということ聞いていますし、ただ、その後の維持管理費なんかもやっぱり数百億円かかっていくという——いや、熊本県ではなくて全国的にはですね。そういったやっぱり問題をちょっとはらんでいるということで、まだいろんな問題、私は問題意識を持っていますけれども、そういうことで、どうもこれは現行のやつでもできないことはないんじゃないかというふうな気持ちを持っていますので……。あとはいいです。

○高木健次委員長 ほかに質疑はありませんか。

なければ、以上で質疑を終了します。

それでは、ただいまから、本委員会に付託されました議案第1号及び第50号について、一括して採決したいと思います。御異議ありませんか。

○岩中伸司委員 ちょっと待ってください。
1号の……。

○高木健次委員長 一括採決に反対の議案は
どの議案でしょうか。

○岩中伸司委員 1号。

○高木健次委員長 1号ですね。

それでは、一括採決反対の表明がありまし
た議案第1号について、挙手により採決いた
します。

原案のとおり可決することに賛成の委員の
挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○高木健次委員長 挙手多数と認めます。よ
って、議案第1号は、原案のとおり可決す
ることに決定いたしました。

次に、残りの議案第50号について採決いた
します。

原案のとおり可決することに御異議ありま
せんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○高木健次委員長 御異議なしと認めます。
よって、議案第50号は、原案のとおり可決す
ることに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮
りいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も
継続審査することを議長に申し出ることとし
てよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○高木健次委員長 異議なしという声があり
ましたので、それでは、そのように取り計ら
います。

次に、その他に入ります。

執行部から報告の申し出が3件あっており
ます。

まず、報告について執行部の説明を求めた

後、一括して質疑を受けたいと思います。

それでは、順次報告をお願いします。

まず、渡辺健康福祉政策課長。

○渡辺健康福祉政策課長 健康福祉政策課で
ございます。

10月中旬に策定を予定しております熊本県人
口ビジョン(案)及び熊本県まち・ひと・しご
と創生総合戦略(案)について御報告させてい
ただきます。

お手元にA3の紙を2枚と、それからそれ
ぞれ冊子が2部あるかと思っておりますけれど、
概要版のほうで御説明をさせていただきたい
と思っております。

このうち、人口ビジョンにつきましては、
本県におきます人口の現状と将来の展望を示
すものでございます。また、総合戦略は人口
ビジョンで示す将来の展望を実現するための
基本目標や具体的施策を取りまとめたもので
ございまして、昨年11月に制定されましたま
ち・ひと・しごと創生法に基づき策定するも
のでございます。

まず、A3判の1枚目の資料でございます
が、熊本県人口ビジョン(案)【概要版】をお
願ひいたします。

まず、I、人口の現状でございますが、本
県の2014年の人口は179万4,000人ございま
す。

①の自然増減は約5,000人のマイナスとな
っております。合計特殊出生率は1.64で全国
平均を上回り、全国5位の数字ですが、いわ
ゆる人口が安定すると言われております2.07
には及んでおりません。

②の社会増減は約3,000人のマイナスとな
っており、主な転出超過先は、東京圏が
1,700人弱、福岡県が1,400人弱の転出超過と
なっております。

次に、資料の右側、人口の将来展望につい
てでございますが、2060年の人口を144万
4,000人としております。

国立社会保障・人口問題研究所の中位推計に準拠いたしますと、このまま何も対策を講じなければ、2060年の本県の人口は117万6,000人と試算されております。

人口減少の影響といたしまして、生産年齢人口の減少に伴う労働力不足でありますとか地域経済規模の縮小など、さまざまな問題が懸念されておりますが、この影響を抑えるため、本県が目指すべき将来の方向といたしまして、そこに書いてありますとおり、「県民の結婚・出産・子育ての希望を実現する」など、4つの方向を示しております。

この4つの方向に沿った施策を展開することで、将来展望の仮定にありますように、合計特殊出生率が、2030年に2.0、2040年に2.1まで上昇し、社会減は、2020年までは現在の2分の1に縮小し、その後は、転入と転出が均衡してゼロになると仮定して、人口の将来展望を推計しております。

この合計特殊出生率の2.0は、九州・沖縄地域の皆様に聞いた予定子供数をもとに算定したものでございまして、また、2.1は、同じく理想子供数をもとに算定したものでございます。国の考え方と同様に、出産に対する県民の希望を実現していくということでこの数字を使っているところでございます。

これらの仮定に立って、下のグラフのとおり、2060年の117万6,000人が144万4,000人となり、人口の減少が26万8,000人抑制され、長期的には、2080年ごろから人口が安定し始めると推計しております。

以上が熊本県人口ビジョンの説明でございます。

次に、2枚目の資料、熊本県まち・ひと・しごと創生総合戦略(案)【概要版】をごらんください。

総合戦略は、人口ビジョンで示した人口の将来展望の実現に向けて、平成27年度から31年度までの5カ年で推進していく施策等をまとめたものです。

まず、左側の基本目標では、「熊本の発展を支える産業と、魅力ある雇用を創出する」「熊本への人の流れを創るとともに、人材の流出を抑制する」「県民の結婚・出産・子育ての希望を実現する」「県民が誇りを持ち安心して暮らし続ける地域を創る」といった4つの目標を掲げますとともに、数値目標といたしまして、社会減を1,430人に半減、5年間の出生数を7万7,350人、県民総幸福量を70ポイントの3つと設定しているところでございます。

なお、3つ目の県民総幸福量70ポイントにつきましても、県民の幸福に関する意識調査に基づく県民総幸福量のポイントでございまして、平成26年の速報値の68.2を平成31年までに70.0まで上昇させるという目標でございます。

次に、右の欄でございますが、取組みの方向性と実現に向けた施策でございます。

目標の実現に向けて、新4カ年戦略の4つの取組みの方向性を発展させ、「活力と雇用を創る」「世界の中で輝く」「安心・希望を実現する」「未来の礎を築く」という4つの取組みの方向性を掲げております。

まず「活力と雇用を創る」では、地域の活力を牽引する農林水産業の展開、新たなビジネスの創出、地域に根ざす企業の振興、戦略的企業誘致の推進、地域資源を活用した交流拡大とこれらを支える産業ニーズに応じた人材の育成・確保を進めることとしております。

当委員会に関係する取組みといたしましては、(カ)産業ニーズに応じた人材の育成・確保におきまして、一番下の行になりますが、医師・看護師・福祉職員等の人材育成・確保に取り組めます。

次に「世界の中で輝く」では、増加が見込まれる外国人観光客などを見据えた世界で活躍する海外戦略の展開、観光を基軸にした仕事づくりを進めることとしております。

また、次に、右上でございますが、「安心・希望を実現する」では、子供を安心して産み育てられる社会づくり、安心して暮らせる社会づくり、女性の社会参画の加速化、若者・高齢者・障がい者の活躍促進、誰もが働きやすい労働環境の整備、次代を担う人材・グローバルな人材の育成を進めることとしております。

ここで当委員会に関係する取り組みといたしまして、(ア)子供を安心して産み育てられる社会づくりでは、結婚活動・出産・子育て、それぞれのステージに応じた支援や妊娠・出産に関する知識の普及啓発に取り組みます。また、多子世帯に対する保育料の軽減、待機児童ゼロに向けた取り組みを促進することとしております。

また、(イ)安心して暮らせる社会づくりでは、くまもと地域安心システムの構築を推進し、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供できるよう取り組んでまいります。また、生涯現役で活躍できる健康長寿の取り組みも推進することとしております。

(ウ)女性の社会参画の加速化、若者・高齢者・障がい者の活躍促進では、高齢者、障害者等の個性に応じた就労支援に取り組んでまいります。

1つ飛びまして、(オ)次代を担う人材・グローバルな人材の育成では、一番下になりますが、2020年の東京パラリンピックにおいて多くの本県選手が出場、活躍するとともに、スポーツ選手が夢を持って競技に打ち込めるよう、優秀競技者の育成強化などの支援に取り組めます。

最後に「未来の礎を築く」では、次代につなぐ地域づくり、歴史・文化・芸術・スポーツ等による地域づくり、人口のダム効果を生かした広域連携の推進、拠点性を高める基盤づくり、災害に負けないまちづくりを進めることとしております。

当委員会に関係する取り組みといたしまし

て、(ア)次代につなぐ地域づくりでは、1つ目に示されております家族や地域の絆の再生に関しまして、誰もが気軽に集い、支え合う地域の縁がわづくりや組織的な見守り活動の普及等に取り組んでまいります。

また、(オ)災害に負けないまちづくりでは、この概要版には記載されておきませんが、市町村が実施いたします避難支援計画、いわゆる個別計画の作成の促進でありますとか、ドクターヘリなどを活用した災害医療体制の整備等に取り組んでまいります。

これらの以上のような取り組みを進めることで、本県の地方創生の実現を目指してまいります。

なお、各施策の推進に当たりましては、産官学労言で構成いたします幸せ実感くまもと「まち・ひと・しごと」づくり推進会議におきまして、課題等の認識共有や将来の取り組みを協働して推進してまいります。

また、PDCAマネジメントサイクルによる成果重視の運営や、外部有識者等の参画による効果検証を行うとともに、わかりやすい指標、いわゆるKPIにより進捗状況を示すこととしております。

さらに、戦略に掲げた施策と各市町村の個性を生かした取り組みが相乗効果を生み出せるよう、県と市町村が方向性を共有し、連携しながら、地方創生の実現に向け取り組んでまいりたいと考えております。

なお、本日お示ししております人口ビジョンと総合戦略の案は、8月に実施いたしましたパブリックコメントを踏まえて作成したものでございます。

また、全体的なKPIにつきましては、最終の調整を行っており、精査の上、戦略を策定することとしておりますので、御了承いただきたいと考えております。

私からの報告は以上でございます。

○井上障がい者支援課長 障がい者支援課で

ございます。

報告事項の資料の1ページをお願いいたします。

平成24年4月から全面施行しております、障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例の見直しの状況について説明させていただきます。

まず、1の経緯についてですが、条例制定後、障害者基本法の改正ですとか、来年4月に施行されます障害者差別解消法などの法律が制定されましたので、それに合わせるような形で現在規定の見直しを進めております。

2の見直しの概要としまして、大きく4点ございます。

まず、(1)の障害者の定義の見直しですが、障害者基本法や障害者差別解消法においては、障害者の定義がなされております。それに合わせまして、新たに発達障害が精神障害に含まれることを明記したいと考えております。

次に、(2)の節の名称の見直しですが、障害者差別解消法においては、不当な差別的取り扱いと合理的配慮の不提供をあわせて条の見出しで「障害を理由とする差別の禁止」というふうに規定しておりますことから、条例も同じように、不利益取り扱いと合理的配慮をしないことを節の名称で「障害を理由とする差別の禁止」というふうに規定したいと考えております。

次に、(3)身体的虐待に関する規定の見直しですが、障害者虐待防止法における身体的虐待に関する規定に合わせまして「正当な理由なく障害者の身体を拘束すること」という文言をつけ加えたいと考えております。

次に、(4)その他ですが、不利益取り扱いとはならない合理的な理由がある場合の例示規定につきまして、障害者雇用促進法の改正に伴いまして、見直しを行いたいと考えております。

続きまして、3の改正に向けたスケジュール

ルについてですが、この条例の見直しに当たりましては、条例に規定されております障害者の相談に関する調整委員会を5月に開催し、御意見をいただいたところですが、6月から7月にかけては、障害者団体、家族団体約30団体との意見交換会ですとか、約20の事業者団体、商工会議所連合会とかそういった団体からの意見聴取を行いました。8月には2回目の調整委員会を開催しまして、ただいま説明いたしました内容について、意見として取りまとめていただいたところでございます。今後は、10月にパブリックコメントを行いまして、12月議会に改正案を提案させていただきたいというふうに考えております。

3カ月の周知期間を置きまして、来年4月の施行を予定しております。

障がい者支援課は以上でございます。

よろしくをお願いいたします。

○立川医療政策課長 医療政策課です。

同じ資料の2ページをお願いいたします。

地域医療構想の検討状況について御報告いたします。

本構想につきましては、今議会の本会議においても、藤川委員並びに高木委員長からも質問や御指摘を受けているものでございます。

1の構想の内容でございます。

さきの6月の厚生常任委員会に御報告させていただいておりますが、2025年の医療需要、推計入院患者数と病床の必要量を構想区域単位で、高度急性期、急性期、回復期、慢性期の各機能と在宅医療等を推計いたします。そして、2025年のあるべき医療提供体制を実現するための施策を盛り込むこととしております。

次に、2の2025年の必要病床数についてでございます。

これは、厚生労働省令に基づき、機械的に算定した推計でございます。

7月3日の熊本地域医療構想検討専門部会を皮切りに、8月6日の阿蘇地域までの11地域ごとに提示しております。

左の表をごらんください。この数値につきましては、既に委員の皆様へ情報提供を行っておりますが、改めて御説明させていただきます。

2列目の2013年の病床数は、2013年10月1日現在の医療施設調査の病床数です。これをさきに説明しました3列目の2025年の必要病床数と比較しますと、最下段の県計欄をごらんください。1万1,433床、35.9%の減となります。各地域の状況を見ますと、21.2%から59.1%の減となっております。これは、総人口が減少することや、入院医療から在宅医療等へ充実させることが算定の前提とされていることなどが主な要因と考えています。

なお、在宅医療等の充実にあたって、需要見込みの状況は、表の右の欄の参考をごらんください。在宅医療等で対応する患者数として、2025年と2013年の増減を記載しております。

最下段の県計欄ですが、7,020人の増加が見込まれております。これらの数値等については、右の表にありますように、各地域からさまざまな意見が出ていますので、御紹介いたします。

1番目の地域医療構想については、国は病床削減ありきの構想策定を求めているように感じる、地域に必要な病床を確保し、住民が安心できる医療を提供していくことが大事。

2番目の在宅医療等の充実については、現状では、療養病床には、認知症、独居、高齢者夫婦等でどうしても退院できない方が入院されている状況。在宅医療等を進めるのであれば、介護人材の確保も含めた受け入れ体制をどうつくっていくかが課題。

3番目の構想区域の設定では、中ほどですが、今後も人口が減少していく中で、構想区

域、圏域の見直しは避けられないのではないかとこの見直しを求める意見がある一方、患者の他地域への流出は、当該圏域に医師等が確保できればとまるもので、そうした圏域の医療提供体制を充実させる施策に取り組むべきとの意見が上がっております。

最後に、3の今後の対応についてです。今紹介いたしましたように、病床数、在宅医療、構想区域をめぐり、意見をいただいております。

そのため、まず、(1)として、10月以降、構想区域のあり方について議論をするために、第2回熊本県地域医療構想検討専門委員会及び各地域の専門部会を開催いたします。

次に、(2)では、今議会で知事が答弁いたしましたのが、11月以降、地域医療の現場の状況を把握するため、構想対象の全医療機関、500余でございますが、からのヒアリングを実施いたします。

地域医療構想の策定に当たりましては、課題もたくさんありますが、丁寧にしっかりと進めてまいります。

以上です。

○高木健次委員長 報告が終了しましたので、質疑を受けたいと思います。

質疑はありませんか。

○藤川隆夫委員 障害のある人もない人も共に生きる条例の中で、発達障害は精神障害に含まれるという話になってきています。この中で、実は、発達障害の方々に、じゃあ障害者手帳が出るのかとか、あるいは、交通機関、今まで障害者の方々はいろんな形で助成されていると思いますけれども、そういうのも適用になるのか、その付近の話をちょっと教えてください。

○井上障がい者支援課長 障がい者支援課でございます。

手帳に関しましては、精神の手帳の、該当すれば交付が受けられます。それに伴いまして、交通機関の割引などの利用もできます。

ただし、発達障害の方でも知的障害が伴う方などについては、療育手帳を持っていらっしゃる方もいらっしゃいますので、まあ、どちらを選択されるかは御本人の選択ということになるかと思えます。

以上でございます。

○藤川隆夫委員 まあ、きちっとした診断が出ないと、やっぱり当然無理だろうと思えますけれども、この中でアスペルガーとかなんかも入ってくる可能性はあるのかなと思つて。

○井上障がい者支援課長 アスペルガーにつきましては、知的には高いけれども、やはり生活上生きづらさを感じていらっしゃる方もたくさんいらっしゃいます。そういったところで、社会生活上大きな障害があれば精神の手帳に該当することもある、可能性はあると思えます。

○藤川隆夫委員 わかりました。

○高木健次委員長 ほかに質疑はありませんか。

○松野明美委員 先ほどの熊本県まち・ひと・しごと創生総合戦略の中の2ページ目に、基本目標としまして、4番目の県民が誇りを持ち安心して暮らし続ける地域を創るということで、右側のほうに県民総幸福量を70ポイントということ、この先ほどの説明の中で68.2ポイントを70ポイントというような言葉でおっしゃったんですけれども、これはポイントというのはどのようにして計算なさっているか、そのあたりをちょっと説明してください。

○渡辺健康福祉政策課長 これにつきましては、県民に対する意識調査を実施しておりまして、そちらのほうで把握した数字、何%の方が幸福量を感じていらっしゃるかと。アンケートです。

○松野明美委員 いま一つ、幸福量と知事もよくおっしゃいますが、その幸福量というのは、人それぞれ、どんなに経済的に苦しくても私は幸福だという方もいらっしゃるんですね、いろいろと感覚が違うと思うんですが、そのあたりというのは余り——そのポイントというのがいまいちょっとわかりにくいなというところが私自身ありまして、もう少し説明を深くしていただければうれしいです。

○高木健次委員長 渡辺課長、意味わかりましたか、今の。

○渡辺健康福祉政策課長 ポイントというのは、パーセントと置きかえて、100人いらっしゃれば、70の方が幸福と感じていらっしゃるかどうかと。

○松野明美委員 わかりました。大分わかりました。

○岩田智子委員 障害のある人もない人もの条例の件なんですけれども、10月にパブリックコメントをするということで、期間をどのくらいされるのかということをお伺いしたいのが1つです。

それから、まち・ひと・しごとでもパブリックコメントがあつて、ちょっと変えたというか、前いただいたのとちょっと変わっているわけですよね。ちょっとそこはどこがというところがわかれば教えてください。済みません、私もちょっと読み込んでなくて。

○高木健次委員長 まず、井上課長。

○井上障がい者支援課長 障がい者支援課でございます。

条例に関するパブリックコメントの期間は10月いっぱい、1カ月間を予定しております。

以上です。

○渡辺健康福祉政策課長 お手元の冊子をごらんいただければと思いますけれども、戦略のほうの2ページをごらんいただければと思います。

こちらで、上から4つ目の段落あたりでございますけれども、人口減少社会においてはという部分ございますが、こちらのほうで、その一番下の行の下から3行目ぐらい、経済的な豊かさのみならず、以下、くまもとライフの実現をさらに推し進めていくと、こういったところを、単に経済的な豊かさだけじゃないんじゃないかという御意見を受けて、1カ所修正してございます。

それから、もう一つは、その同じページの一番下の段でございますけれども、やはり九州の中での立ち位置といったものを考えるべきではないかというふうな御指摘がございまして、一番下の九州の中心に位置する地理的優位性を活かした取り組み、この行を追加したというふうに伺っております。

○岩田智子委員 わかりました。

私、この前一般質問させていただいて、まち・ひと・しごとでの大きな安心・希望を実現するということ、ここの厚生委員会でもすぐかわりのある部分をととても大切に思っているのですが、まあ、要望になりますけれども、縦割りというやっぱり行政の中では仕事があると思うんです、この仕事は自分の課でやれば良いというところが物すごくあると思

うんですけれども、私は、この安心・希望を実現するというのが全ての土台になると私自身は考えていますので、いろんな課と、ほかの課ともその取り組みも点検をしていただきたいというふうに思っています。要望です。

○高木健次委員長 ほかに質疑はありませんか。

○藤川隆夫委員 もう1点、障害者のことで確認なんですけれども、この正当な理由なく障害者の身体を拘束することが今回入っているんですけれども、もともと虐待の中に身体的拘束は入っているんじゃないかという思いがあるんですけれども、わざわざこうやって書き出してまた入れようというのは何か理由があるのか。

○井上障がい者支援課長 御指摘のように、もともとこの条例の中にも虐待は禁止するというふうなことをうたっております。ただし、虐待防止法が出た後は、ちょっと言葉足らずのところがありましたので、まあ、具体的に申し上げますと、「障害者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。」というふうに規定をしておりましたが、虐待防止法では、身体に外傷が生じ、もしくは生じるおそれのある暴行を加え、または正当な理由なく障害者の身体を拘束すること、身体拘束の規定を新たに追加する、虐待防止法と同じような表現にすることでございます。

○藤川隆夫委員 さっき言ったように、もともと身体的拘束というのは、虐待の中に私は入っていると思うとですよ、はなっから。だから、わざわざ抜き出す必要があるのかなという思いがあったので、ちょっと聞いたんですけれども、特にいいです、もうこれ。

○岩中伸司委員 障がい者支援課ばかりで申しわけない、続いて。

障がい者支援課とこの資料に書いてありますが、害は平仮名で書いてある。あと、ほとんど「がい」は害悪の害になっているんですが、ここら辺はどういう……。今後の考え方、ちょっと聞かせていただければ。

○井上障がい者支援課長 私ども、課名もそうなのですが、平仮名、障がい、がいでございます。一般的に使用するときには、平仮名表記をしております。ただし、法律名ですか、制度の名称ですか、そういったものについては、国のほうは、いまだに漢字でございます。そういったものについては、漢字表記ということでございます。

○岩中伸司委員 課長今おっしゃったように、国のほうは、いまだに漢字を使っているわけですね。どちらかというと、やっぱりこの障がい者支援課と書いてあるような形のほうがより望ましいということでしょうから、まあ、法律に書いてあるなら、それをそのまま使っていくというのが役所の仕事かもしれないけれども、何かそれ以外で、できれば、やっぱり平仮名をきちっと使っていくというのは大事なことだというふうに思いますので、熊本県独自でできるのかできないかわかりませんが、字句の問題で申しわけありませんが、基本的なところだなと思いつながら、感想か何か、そういうことに対してどう思いますか。

○井上障がい者支援課長 今の御意見でございますが、熊本県としては、平仮名表記を一般的には使うというふうにしてはありますが、全国的に見ればといいますか、障害者団体によっては、平仮名表記よりも害、漢字を使うべきだという御意見もございます。そういっ

たことで、国のほうでは従来どおりの表記方法だというふうに思っております。

以上です。

○岩中伸司委員 わかりました。

もう1点、非常にある意味では心配するんですが、医療政策課にお尋ねします。

今の資料の裏になるんですが、今後、2025年の必要病床数がここに示されていますが、これは国が計画を立てたやつをそのまま機械的に示してあるのかなと思うんですが、例えば、私は荒尾ですが、有明圏域でいけば43.5%か、これだけ減らしていくということにして、以前から在宅医療へずっと転換してくるということは医療費が非常に高くかかるということ、いつかも問題提起したんじゃないかと思うんですが、やっぱり医者が往診なんか行く場合は点数が高くなるというふうな、ずっとそういうことできているというふうに思うんですね。ですから、国のやり方というのは、やっぱりいかに医療費を安くするという前提で、ずっとそのベッド数の減というのをこれまで提起したのではないかなと。

ただ、私たちが今住んでいる社会の動きは、地域を回ってみれば、熊本の都会は別かもしれないけれども、荒尾なんて、回れば、以前は2人、3人いたんだがなど。もうひとり暮らしばかりですね。本当にびっくりするぐらいそんな家庭が多くなっているの、そういう条件があるにもかかわらず、よりベッド数を減らして、ここに書かれているとおり7,020、患者を介護施設や在宅医療等で対応する患者数を減らしていくというかな——これは7,020か、全部で病床数は県下全体で1万1,433も減らしていくということですので、どうも現状の社会の動きとちょっと違うのではないかなというふうな思いがするんですけれども、そこら辺はどうですか。

○立川医療政策課長 今、岩中委員がおっし

やいました意見は、凶らずも、私先ほど御説明しましたその資料の在宅医療の充実についてというところでも意見が出ているところで、ここにもありますように、独居とか高齢者夫婦等で、どうしても退院できない方がいらっしゃるというようなことが、もう先生のみならず、いろんなところから出ております。在宅医療、在宅医療ということで、そちらにシフトしなさい、まあ、入院ベッドは医療費が高いからそちらのほうにシフトしたらどうかということで、今先生もおっしゃいました、この表でいきますと、7,020は在宅医療のほうにシフトすべき——計算上、数字ができてきているところなんですけれども、先生がおっしゃるように、在宅医療に移行するに当たっても、人材の問題も含めまして、いろんな課題がありますので、そういった準備といいますか、そこが整わないと、こういったことも進められませんし、果たして、そちらのほうが、先生おっしゃるように、医療費、まあ、国民経済的に安価なのかどうかということも、またこれも議論がなされています。なので、そういった議論もいろいろ踏まえながら、私ども、方向的には、ここにありますように、この1万1,433というのは、国が示した算定式に機械的に本県の将来の人口等を放り込みますと、こういった数字が出るんですけれども、本当にこれだけ削減しているのかというような御意見等も各地域の専門部会等でも出ておりますので、知事も十分意見を聞きながら進めなさいということでもありますので、先ほど申しましたように、11月からは、全医療機関からヒアリングも始めまして、いろいろきちんと意見を聞いて進めてまいりたいと思います。

○岩中伸司委員 今の答弁のとおり、在宅の場合も非常に問題があると思うんですね。ひとり暮らしなんかは特に問題があるというふうに思う、独居の場合ですね。それはもう指

摘をされているとおりですけれども、どちらが本当に費用がかかってくるのかというのは、これは慎重に審議がされていくものというふうに思うんですね。ですから、きょうは藤川先生お見えですので、言いにくい面もありますが……

○藤川隆夫委員 どうぞ言ってください。

○岩中伸司委員 お医者さんというのは、やっぱり一番所得が多いですね、皆さんね。最近所得番付が発表になりませんから、荒尾では、ナンバーワンからベストテン内にはほとんどお医者さんがずらっと並んどったというふうな時代があったんですけれども、本当の意味で、やっぱり医療にかかる経費を下げながら、より住民の健康——まあ、入院しないでいいような人まで入院しているというケースはちょっと問題があるというふうに思うんですね。それもやっぱり結構見てみればあるなというふうな感じがするんですけれども、そういうこともきちっとしながら、私は在宅ばかりに移行することがこの医療費を削減することにはならないというふうに思いますので、そこら辺は慎重に、今課長答弁されたとおりに、議論しながら、よりよい、やっぱり患者のための医療になるようお願いしたいというふうに思います。要望でいいです。

○高木健次委員長 よろしいですね。

○岩中伸司委員 はい。

○高木健次委員長 ほかに質疑はありませんか。

○渡辺健康福祉政策課長 先ほど松野委員からの御質問がありました幸福量の、先ほど、ポイントはパーセントと申しましたけれども、これはアンケート結果をちょっとポイン

ト換算をしていると、別の計算をやっているようにございまして、詳細は担当の企画のほうからまた御説明させていただきたいと思えます。

失礼いたしました。

○高木健次委員長 松野委員、よろしいですね。

○松野明美委員 はい。

○高木健次委員長 なければ、これで報告に対する質疑を終了いたします。

次に、その他で委員から何かありませんか。

○松野明美委員 10月1日から開設されます子ども・若者総合センターについてお尋ねをします。

このセンターは、熊本市のほうも1年半前から開設されておりまして、非常に予想よりも相談件数が多いというのを聞いております。その中でも、相談の中の約7割が深夜と、夜間の電話相談が多いということで、24時間電話体制が非常に特徴ということで開設されておりますが、県のほうは、調べましたら、電話相談が午前8時から午後9時までということで、このあたりのところを、ぜひ24時間体制に県のほうもやられたらどうかと思えますが、いかがでしょうか。

○奥山子ども家庭福祉課長 子ども家庭福祉課でございます。

御指摘のとおり、県のほうでは、10月1日から熊本県の子ども・若者総合相談センターを開設する予定としておりまして、こちらの開所時間は、電話相談は8時半から21時までということで、来所相談は8時半から17時15分までということにしております。

一方で、熊本市のほうは、昨年度から熊本

市の子ども・若者総合相談センターを開設しておるんですが、実は、こちらのほうは、もともと子ども相談室という機関がありまして、そこで、育児相談とか虐待の相談、あと、発達障害の相談なども、いろいろと子供関係の相談を受けていた場所でございます。したがって、熊本市のほうは、夜間の緊急対応が必要な場合があるということで24時間対応を行っております。例えば、市の児童相談所の夜間ダイヤルのほうも、この市の子ども・若者総合相談センターが受けております。

一方で、県の場合は、これは緊急相談は今児童相談所のほうで24時間で受け付けておりますので、主に、ニート、ひきこもり、不登校に関する相談を子ども・若者センターでは受けていく予定ですので、夜間に緊急で対応する必要があるものは、比較的市に比べれば少ないのではないかと考えております。

一方で、仕事や学校が終わった後に相談した場合に備えてということで、電話は21時まで受けるということにしておりますので、そういったところで一定の配慮は行っていきたいと考えております。

○松野明美委員 大体のことはわかりました。ただ、電話をされますと、1人当たり大体2時間ぐらい御相談をなさる方も中にはいらっしゃると思います。まあ、10月1日ですから、様子を見られて、もしも深夜が多そうな感じであれば、この電話相談の延長といえますか、を御検討いただければと思います。

以上になります。

○高木健次委員長 ほかにありませんか。

○藤川隆夫委員 インフルエンザの備蓄薬の件なんですけれども、もうそろそろ期限が切れると思うんです。再度また備蓄をされると思うんですけれども、今までの備蓄量に関し

て、そこまで要らないんじゃないかという話
も実はありまして、今後の備蓄に関する計画
というのはどういう形になっているか、教え
てください。

○岡崎健康危機管理課長 健康危機管理課で
ございます。

タミフル等の備蓄薬につきましては、今委
員の御指摘のとおり、国のほうで過剰に備蓄
しているんじゃないかというふうな専門家の
意見もございまして、今国のほうで検討が進
められております。

本県につきましては、27年度は、製薬会社
のほうが行政用の薬はつくらないというこ
とで、28年度以降に不足分を更新する予定が
ございますが、今後、国の動向を見ながら、
整備の必要については検討していきたいと考
えているところでございます。

○藤川隆夫委員 わかりました。

○高木健次委員長 ほかにありませんか。

なければ、以上で本日の議題は終了いた
しました。

次に、要望書が1件提出されております
ので、参考としてお手元に写しを配付して
おります。

それでは、これもちまして本日の委員会
を閉会します。

午前11時24分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によ
りに署名する

厚生常任委員会委員長